

# 始良中央地区合併協議会

## 第25回会議



国分キャンプ海水浴場



ハンギリ出し(国分の伝統行事)

平成16年5月27日(木) 午後1時30分  
国分シビックセンター多目的ホール

# 第25回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年5月27日(木)午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告 ..... P 1
- 4 議 事  
(前回提案された事項) (第24回資料)
  - (1) 協議第8号-2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)
  - (2) 協議第59号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目14)
  - (3) 議案第60号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目15)
  - (4) 協議第61号 その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて(協定項目25-27-④)
  - (5) 協議第62号 その他事業【契約関係事務】の取扱いについて(協定項目25-27-⑥)
  - (6) 協議第63号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目18)  
(再協議)
  - (7) 協議第19号-2 地方税の取扱いについて(協定項目10) .....P 3～ 4
  - (8) 協議第5号-2 合併の期日について(協定項目2)..... P 5～11
- 5 次回の協議事項について  
(提案説明)
  - (1) 協議第66号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目16).....P12～19
  - (2) 協議第67号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて(協定項目24).....P20～32
  - (3) 協議第68号 コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25-21) .....P33～43
  - (4) 協議第69号 その他事業【温泉事業】の取扱いについて  
(協定項目25-27-⑧).....P44～55
- 6 その他  
・次回の会議日程等について
- 7 閉 会

<当日配布資料>

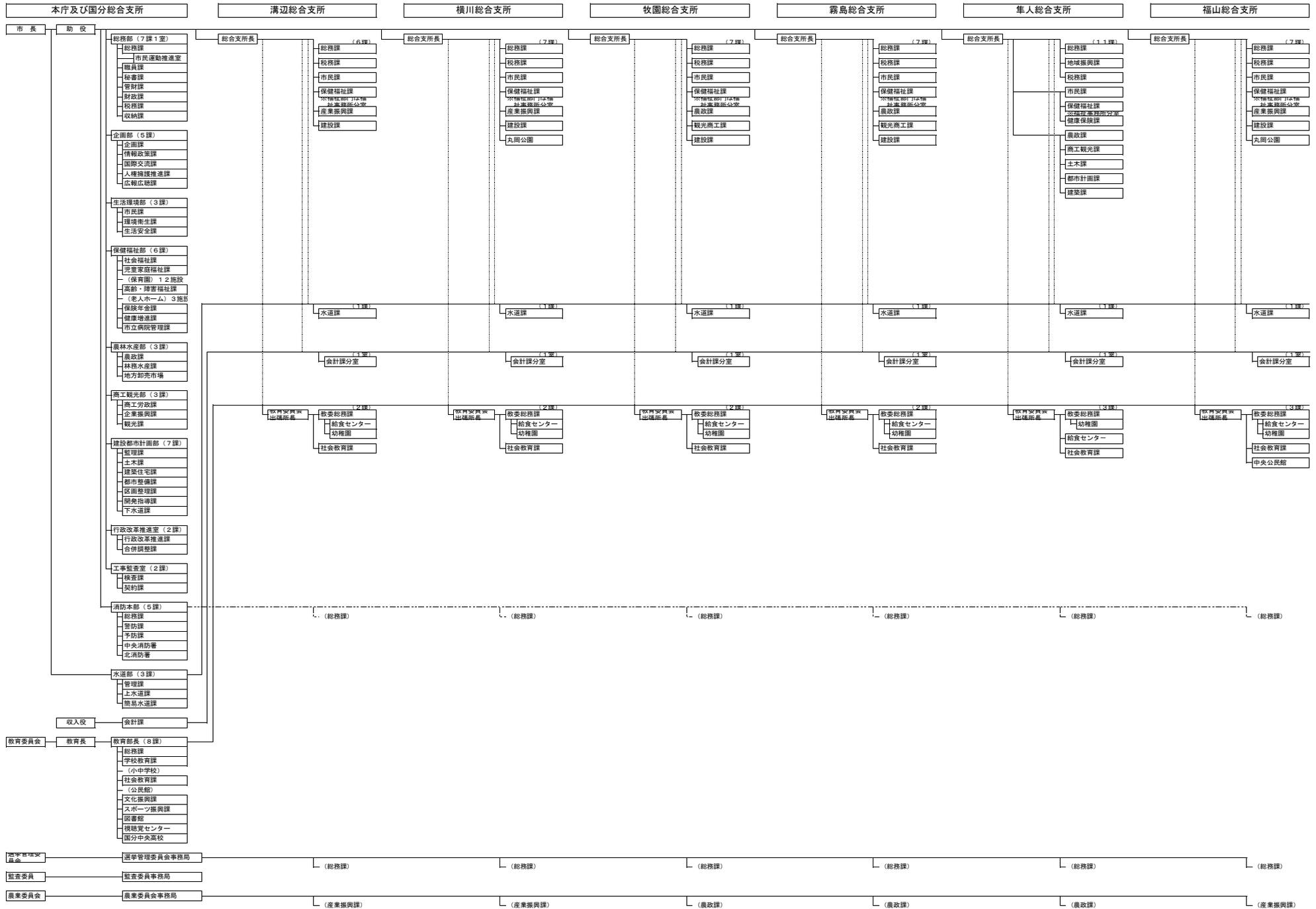
- ・新市組織機構イメージ図：事務組織及び機構の取扱いについて追加資料..... P 2

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き） 第25回協議会

期 日	内 容	備 考
5月13日（木）	第24回協議会13：30多目的ホール 財政分科会10：00国分市	総務班 調整班
5月14日（金）	住民税2次ヒアリング10：00国分市 商工分科会14：00横川町 財政専門部会13：30国分市 監査専門部会13：30霧島町	電算班 調整班
5月17日（月）	社会教育分科会13：30溝辺町 環境保全分科会13：30霧島町 電算部会13：30国分市	調整班
5月18日（火）	県合併事務取扱説明会10：00県庁 養護施設分科会 9：00 商工分科会13：00国分市 農業分科会13：30溝辺町 総務専門部会・分科会・公民館連絡協議会長合同会議13：30国分市 専門部会長・分科会長合同会議（財政関係）13：00国分市	総務班 調整班  計画班
5月19日（水）	観光分科会 9：30牧園町 社会体育分科会13：30隼人町 住宅・建築分科会13：30国分市 学校教育分科会13：30隼人町 社会福祉分科会13：30隼人町 公営企業等専門部会14：00隼人町 専門部会長・分科会長合同会議（財政関係）10：00国分市	調整班   計画班
5月20日（木）	第25回幹事会13：30多目的ホール 合併担当課長会議11：00国分市	総務班 計画班
5月21日（金）	人事分科会13：30国分市 健康分科会13：30国分市	調整班
5月24日（月）	福祉部会13：30隼人町 消防防災分科会13：30国分市 社会教育分科会13：30溝辺町	調整班
5月25日（火）	社会体育分科会13：30隼人町 耕地分科会14：00横川町	調整班
5月26日（水）	観光分科会 9：30福山町 水道分科会9：30福山町 林業分科会10：30福山町 住宅・建築分科会13：30国分市 出納分科会13：30国分市 介護保険分科会13：30福山町 環境保全分科会14：00霧島町 住基戸籍分科会15：00国分市 給食センター分科会14：00隼人町	調整班
5月27日（木）	第25回協議会13：30多目的ホール 学校教育分科会 9：00隼人町	総務班 調整班

<今後の予定>

5月28日（金）	商工分科会13：00国分市 養護施設分科会13：30 企画分科会13：30国分市 総務分科会13：30国分市	調整班
5月31日（月）	耕地分科会 9：30横川町 社会教育分科会13：30溝辺町 社会福祉分科会13：30隼人町	調整班
6月 1日（火）	農業分科会13：30国分市 教育総務分科会14：00溝辺町	調整班
6月 2日（水）	社会体育分科会13：30隼人町 給食分科会14：00隼人町	調整班
6月 3日（木）	第26回幹事会13：30多目的ホール	総務班
6月10日（木）	第26回協議会13：30多目的ホール	総務班



地方税の取扱いについて（協定項目10）

地方税の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

平成16年5月27日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸明人

<変更前>

※アンダーライン部分は変更箇所を示す。

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により、平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により、平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

平成15年11月25日承認

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	個人市町村民税
調整の内容	1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
個人市町村民税	前回提出分 均等割 (平成15年度まで)	2,500円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年
	今回修正分 均等割 (平成16年度まで)	3,000円/年						

※変更の理由

地方税法の改正により、個人市町村民税の均等割の標準額が、平成16年度課税分より全市町村同額の「3,000円」に決定し、4月1日に施行されました。このことに伴い、確認された個人市民税の調整方針を一部変更するものです。

地方税法（昭和25年法律第226号）

新	旧		
(個人の均等割の税率)	(個人の均等割の税率)		
第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。	第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上覧に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。		
	市町村	(1) 人口50万以上の市	(2) 人口5万以上50万未満の市
	税率	年額 3,000円	(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村 年額 2,000円

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

合併の期日は、平成17年（西暦2005年）2月14日とする。

平成16年5月27日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日（方針案）について、次のとおり協議を求める。

合併の期日は、平成17年（西暦2005年）2月を目標とし、当協議会の協議の進捗や、合併に向けた体制整備の状況及び国の制度、手続の改正状況などを見ながら、日にちも含め、別途定めるものとする。

なお、始良中央地区合併準備協議会でも、全体スケジュールの中で、平成17年2月を確認している。

平成16年5月27日提出

始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

協 議 事 項	2 合併の期日	関係項目	
調 整 の 内 容	合併の期日は、平成17年（西暦2005年）2月14日とする。		

留意事項

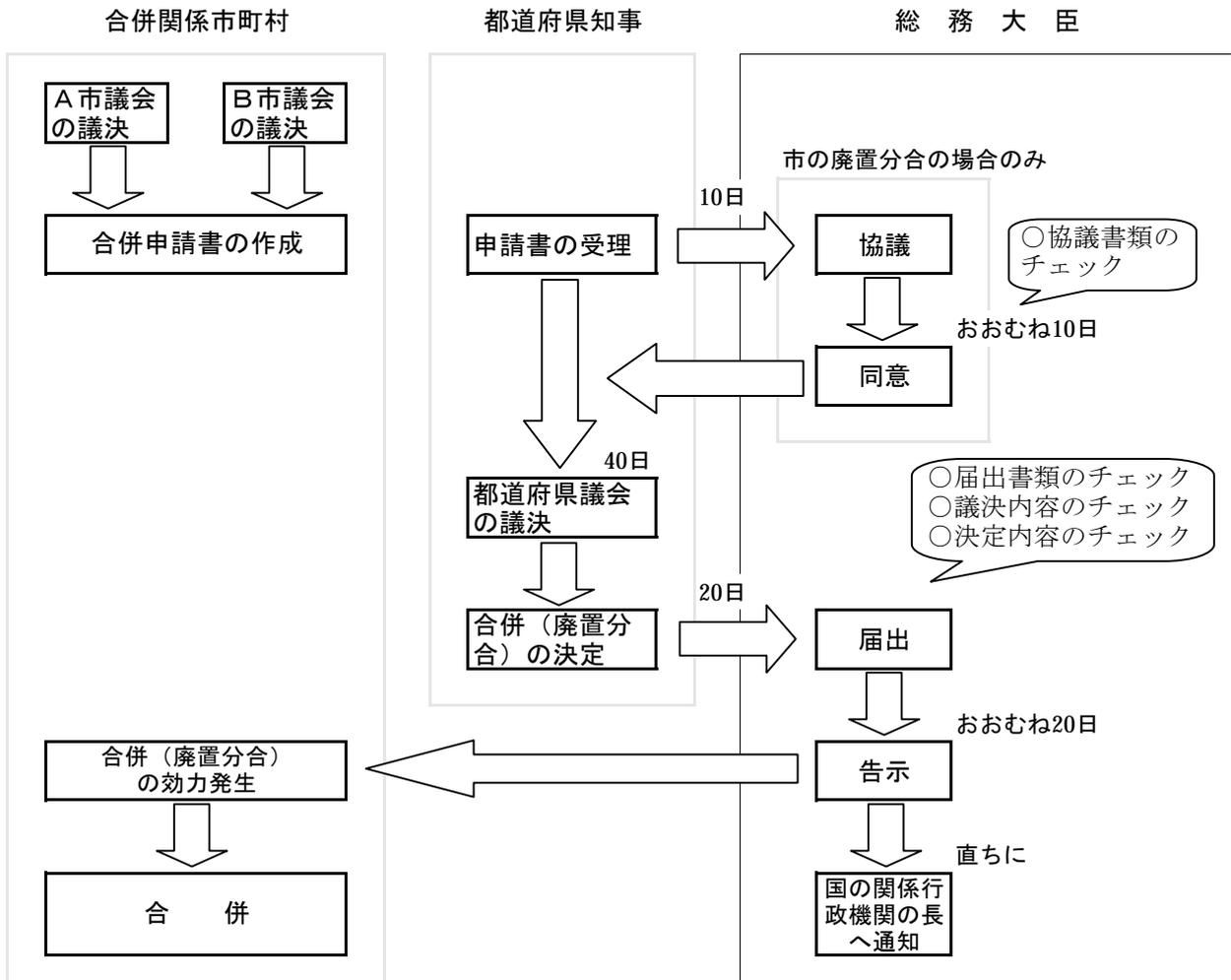
○合併期日設定の留意点

- 1 住民生活への影響等住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない期日を想定して定める必要がある。
- 2 合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係についても十分考慮して判断する必要がある。
- 3 円滑な行政サービスを行うための電算システムの以降稼動、職員の配置換え、移転等の準備作業を考慮し、合併期日は、休日の翌日であることが望ましい。

1 市 6 町合併までの主な流れ

平成15年4月	始 良 中 央 地 区 合 併 協 議 会 設 置	
平成15年5月	新 市 ま ち づ ぐ り 計 画 の 策 定 協 議	
	合 併 協 定 項 目 の 協 議	
平成16年7月	住 民 説 明 会	
平成16年8月	合 併 協 定 書 の 調 印	
平成16年9月	各 市 町 議 会 議 決	
平成16年10月	県 知 事 へ 申 請	合 併 準 備 作 業
平成16年11月	総 務 大 臣 協 議 ( お お む ね 10 日 )	
平成16年12月	県 議 会 の 議 決 ・ 県 知 事 の 決 定	
平成17年1～2月	総 務 大 臣 へ 届 出 ・ 総 務 大 臣 告 示 ( お お む ね 20 日 )	
平成17年2月14日	合 併 施 行	

合併手続の概要



県内の他の協議会における合併期日等

参考資料

平成16年4月13日現在

協議会名	法定協設置日	構成市町村	12年度国調人口(人)	合併方式	名称	合併の期日
鹿児島地区合併協議会	平成15年1月24日	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町(1市5町)	601,693	編入	鹿児島市	平成16年11月1日(月)
川薩地区法定合併協議会	平成15年7月10日	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(1市4町4村)	105,464	新設	薩摩川内市	平成16年10月12日(火)3連休
指宿地区4市町合併協議会	平成15年1月30日	指宿市、山川町、穎娃町、開聞町(1市3町)	63,545	新設	指宿市	平成17年1月1日(土)
川辺地区合併協議会	平成15年8月25日	加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町、川辺町(1市4町)	51,198	新設	南さつま市	平成17年1月31日(月)
日置合併協議会	平成15年1月21日	東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、金峰町(5町)	61,628	新設	日置市	平成17年2月28日(月)
薩摩東部地区合併協議会	平成15年4月9日	宮之城町、鶴田町、薩摩町(3町)	27,331	新設	さつま町	平成17年1月11日(火)3連休
始良西部合併協議会	平成15年4月1日	加治木町、始良町、蒲生町(3町)	73,640	新設	錦江市	平成17年2月14日(火)3連休
大隈中央法定合併協議会	平成15年4月11日	鹿屋市、垂水市、輝北町、串良町、吾平町(2市3町)	126,569	新設	大隈市	平成17年1月1日(土)
吉松町・栗野町合併協議会	平成15年4月1日	栗野町、吉松町(2町)	13,237	新設	湧水町	平成17年3月31日まで
曾於北部合併協議会	平成15年4月11日	大角町、財部町、末吉町(3町)	44,910	新設		平成17年4月1日(金)
屋久島地区合併協議会	平成15年4月1日	上屋久町、屋久町(2町)	13,875	新設		平成17年3月31日まで
南隈地域合併協議会	平成15年6月27日	大根占町、根占町、田代町、佐多町(4町)	21,630	新設		平成17年2月11日目標
始良中央地区合併協議会	平成15年4月1日	国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町(1市6町)	127,912	新設	霧島市	平成17年2月

《関係法令》

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（予算の調製及び議決）

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

第2条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（設置選挙）

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

(4) 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整する。
- 2 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整する。

平成16年6月10日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会 構成市町 使用料の現況

○平成16年度当初予算計上使用料

参考資料

区 分	使用料	各 市 町 の 現 況						
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
総務	行政財産	○	○	○	○		○	
	お祭り広場駐車場等	○						
	簡易食品加工室		○					
	コミュニティーセンター		○					
	CATV使用		○					
	温泉給湯				○			
	関平温泉				○			
	新川防災センター						○	
	消防拠点施設			○				
	パークゴルフ場							○
	まきばドーム							○
福祉民生	総合福祉センター	○						
	温泉センター		○	○		○		
	老人憩の家					○		
	保健福祉センター					○		
	老人福祉センター				○			
	塩浸温泉福祉の里				○			
	横川・佐々木保育所保護者負担金			○				
	独居老人住宅							○
衛生	土曜休日夜間診療所	○						
	墓地	○	○					
労働	働く婦人の家	○						
農林水産	當農研修センター	○	○					
	黒石岳森林公園	○						
	農村環境改善センター						○	
	松永農産物加工施設						○	
	浜之市ふれあいセンター						○	
	農村交流センター			○				
	バンガロー			○		○		
	体験農園			○				
	林道				○			
	農村婦人の家							○
	青年の館							○
	生活改善センター							○
	活性化センター							○
	商工水産	国分ハイテク展望台	○					
国分キャンプ海水浴場施設		○						
ローカルエネルギー館		○						
国民保養センター							○	
海水浴場							○	
土木建築	道路占用	○			○		○	
	城山公園	○						
	公園等	○					○	
	住宅	○	○	○	○	○	○	○
	住宅駐車場	○				○		
	駅前駐車場						○	
	コミュニティー住宅						○	
	コミュニティー住宅駐車場						○	
	区画整理事業用地等						○	
	その他使用料(行政財産使用料)	○						

区 分	使用料	各 市 町 の 現 況						
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
教育	中央高校	○						
	市民会館	○						
	共同利用施設	○						
	いきいき国分交流センター	○						
	公民館	○		○	○	○		○
	多目的ホール	○						
	郷土館	○						
	運動公園	○				○		○
	海浜公園	○						
	国分市民プール公園	○						
	北公園	○						
	南公園	○						
	公園				○			
	幼稚園			○		○	○	○
	体育館			○				○
	乗合自動車							○
	教職員住宅							○
	体育施設		○				○	
	歴史民族資料館					○	○	
	みそめ館		○					
	グラウンド(照明使用料含む)・総合運動場		○	○	○	○		
	多目的集会施設					○	○	
	隼人塚史跡館						○	
	サンあもり						○	
	緑の村施設					○		
	加工処理施設					○		
	テニスコート		○					
	弓道場		○			○	○	
	ゲートボール場		○					
	グラウンドゴルフ		○					
	上床ドーム		○					
	小学校				○		○	
中学校						○		
温水プール				○				
海洋センター				○				
スクールバス				○				

始良中央地区合併協議会 構成市町 手数料の現況

参考資料

区 分	手数料	各 市 町 の 現 況						
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
総務	財産管理所有権移転登記				○			
	財産管理証明				○			
	財産管理督促				○			
税務	督促	○	○	○	○	○	○	○
	各種証明等	○	○	○	○	○	○	○
戸籍	戸籍手数料	○	○	○	○	○	○	○
住民登録	住民基本台帳手数料	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑証明等手数料	○	○	○	○	○	○	○
	その他証明	○	○	○	○	○	○	○
	自動車臨時運行許可申請	○		○			○	○
衛生	犬の登録	○	○	○	○	○	○	○
	狂犬病予防注射済票交付	○	○	○	○	○	○	○
	犬の鑑札の再交付	○	○	○	○	○	○	○
	狂犬病予防注射済票再交付	○	○	○	○	○	○	○
	改葬許可	○		○				
	廃棄物処理・収集運搬		○	○		○		
	動物の飼養又は収容の許可申請	○		○	○	○	○	○
	家電リサイクル品搬出			○				
	一般廃棄物処理業許可	○	○			○	○	○
	浄化槽清掃業許可							○
健康診査・各種検診				○			○	
農林水産	嘱託登記手数料	○			○		○	
	鳥獣飼養許可証交付	○	○	○	○	○	○	○
	諸証明手数料		○					○
	農地転用等証明	○					○	
土木建築	屋外広告物許可申請	○	○	○	○	○	○	○
	その他土木	○	○		○			○
都市計画	自動車保管場所承諾証明書	○	○		○	○	○	○
	諸証明		○					
教育	中央高校入学検定料	○						
	中央高校入学料	○						
	中央高校証明	○						
	幼稚園入園							○
	教育証明							○

## 1市6町 手数料の現況

(単位:円)

区 分		単位	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
総務	財産管理所有権移転登記手数料	1筆				4,000			
	財産管理証明手数料	1件				200			
税務	公租公課に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	資産(土地、建物、償却資産)に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	所得額に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	納税に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
戸籍	戸籍の全部事項(戸籍謄本)証明手数料	1件	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍の個人事項(戸籍抄本)証明手数料	1件	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍の一部事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350
	除かれた戸籍の全部事項証明手数料	1件	750						
	除かれた戸籍の個人事項証明手数料	1件	750						
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1件	750	750	750	750	750	750	750
	除かれた戸籍の一部事項証明手数料	1件	450	450	450	450	450	450	450
	戸籍に関する届書その他の書類の記載事項証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350
	戸籍に関する届出又は申請の受理の証明手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350
	上記証明の戸籍法施行規則第66条第2項の規定による受理証明書発行手数料	1件	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明発行手数料	1件			200				
	戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料	1件	350	350	350	350	350	350	350
住民登録	住民票謄本交付手数料	1件	200	200	200	200	200 4名以上 300	200	200 6人～10 人まで 400 以下 5人ごと に200 円増
	住民票抄本又は戸籍附票の写しの交付手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の記載事項に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	住民基本台帳の閲覧手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	外国人登録原票記載事項証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	住民票又は戸籍附票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1件	200						
	国分市民カードの交付手数料	1件	200						
	国分市民カードの再交付手数料	1件	500						
	請求者識別カード再交付申請手数料	1件				500			
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件	500	500	500	500	500	500	500
	身元、身分に関する証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
	本籍、住所又は居所に関する証明手数料	1件	200	200					200
	印鑑登録証明手数料	1件	200	200	200	200	200	200	200
印鑑登録証の再交付手数料	1件	500	200	500	500	500	500	200	
臨時運行許可申請手数料	1両	750		750				750	750
衛生	犬の登録手数料	1頭	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550	550	550	550	550	550	550
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340	340	340	340	340	340	340
	改葬許可に関する手数料	1件	200		200				

1市6町 手数料の現況

(単位:円)

区 分		単位	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
衛生	一般廃棄物処理手数料			可燃ごみ用袋 大 27 小 16 不燃ごみ用袋 大 30 小 20	可燃ごみ用袋 大 30 中 25 小 20 不燃ごみ用袋 大 25		年額 1,500		
	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件	7,300		6,000	6,000	7,300	7,300	7,300
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル)に基づく手数料	1機器			1,500				
	一般廃棄物処理業許可手数料	1件	3,000	7,000			3,000	3,000	3,000
	浄化槽清掃業の許可手数料	1件							3,000
	基本健康診査手数料	1件				1,300			1,300
農林	嘱託登記手数料	1件	4,000			4,000		4,000	
	鳥獣使用許可証交付手数料	1件	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	諸証明手数料	1件		200					200
	農地転用等証明手数料	1件	200					200	
土木	屋外広告物手数料	1件	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000	5~ 22,000
都計	公営・市営住宅の駐車場 自動車保管場所承諾証明手数料	1件	200	200		200	200	200	200
教育	中央高校入学検定料	1人	2,100						
	中央高校入学科	1人	5,550						
	中央高校証明(卒業、修了、成績、身上)手数料	1件	300						
	幼稚園入園手数料	1人							1,000
	教育証明手数料	1件							200

## 使用料、手数料等の取扱い 先進地事例

### 埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。  
ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- 2 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

### 香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

### 岩手県大船渡市（平成13年11月15日 編入合併）

- 1 使用料の取扱い  
当分の間、現行のとおりとする。
- 2 手数料の取扱い  
両市町で差異のある手数料は、大船渡市の例による。

### 兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- 1 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- 2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額表参考として、合併時に調整する。
- 4 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山市の例による。

### 東京都あきるの市（平成7年9月1日 新設合併）

使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占有料については、秋川市の制度に統一する。なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、統一に努める。

### 山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併）

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

## 【関係法令】

### ○地方自治法(抜粋)

#### (使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### (旧慣使用の使用料及び加入金)

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

#### (分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。(第2項、第3項省略)

#### (行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項に定めるもののほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。(第2項、第3項、第5項、第6項省略)

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

自治会・行政連絡機構の取扱いについて(協定項目24)

自治会・行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。
- 2 自治会などの組織は現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。
- 3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。

平成16年 6月10日 提出

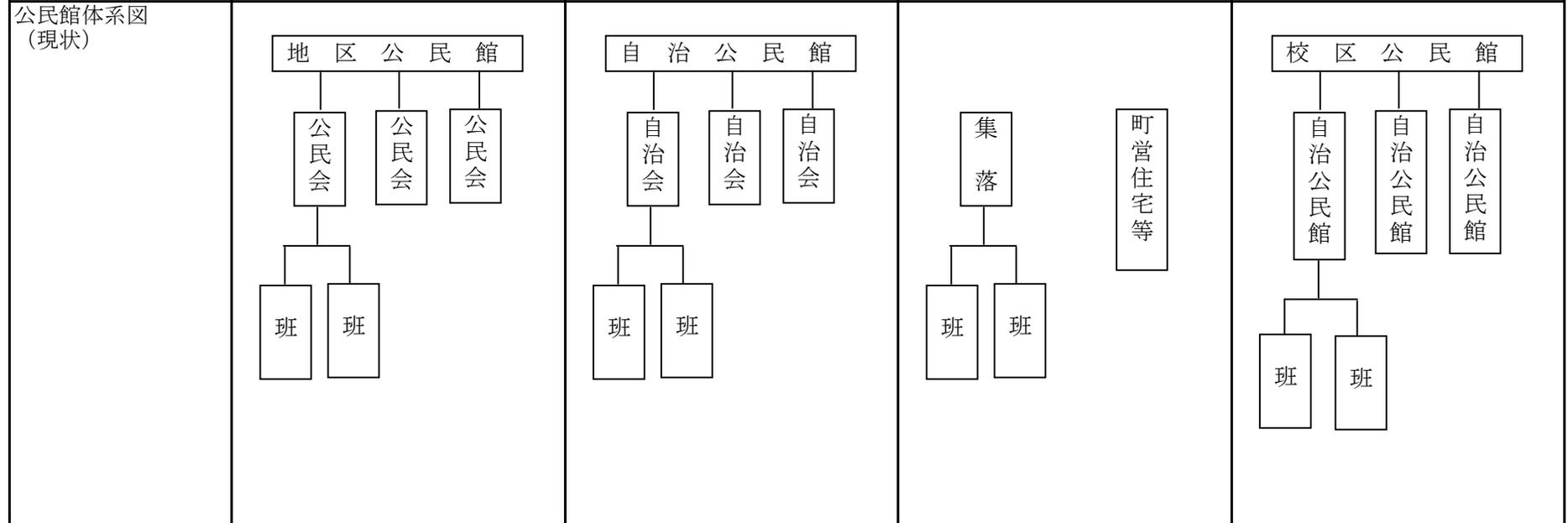
始良中央地区合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 4 自治会・行政連絡機構の取扱い	関係項目	自治会の名称、組織
調整内容	1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。 2 自治会などの組織は現行のとおりとし、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。		

各市町の現況				
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
地区公民館（会）数	25	23	該当なし	6
内 最大世帯	1,893	466		1,018
内 最小世帯	35	56		207
自治公民館（公民会） （集落）数	305	152	77	39
内 最大世帯	269	158	80	212
内 最小世帯	2	2	3	18
自治公民館（公民会） （集落）加入率 H16.4.1現在	70.97	95.50	97.85	77.38



始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2.4 自治会・行政連絡機構の取扱い		関係項目	自治会の名称、組織
調整内容	1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。 2 自治会などの組織は現行のとおりとし、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。			
各市町の現況				
	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
地区公民館（会）数	11	8	10	1 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整する。 2 自治会などの組織は現行のとおりとし、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねる。
内 最大世帯	247	3,353	421	
内 最小世帯	97	169	79	
自治公民館（公民会）（集落）数	38	214	35	
内 最大世帯	149	320	417	
内 最小世帯	5	2	4	
自治公民館（公民会）（集落）加入率	78.70	76.38	97.40	
公民館体系図（現状）				

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 4 自治会・行政連絡機構の取扱い			関係項目	委託事務
調整内容	3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。				
各市町の現況					
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
事務委託の方式等	委託（委託料）	委託（委託料）	委託（報酬）	委託（報酬）	
自治会長等までの送付方法	民間委託（日通）	職員（当該地域居住者、総務課）	職員 民間委託	職員（当該地域居住者、総務課） 郵送	
使送便の回数	月に2回	月に2回（H16.5～月1回）	月に2回	月に3回	
委託内容等	地区公民館長 (1)活動の推進 (2)調査報告 (3)周知伝達 (4)連絡要望の伝達 (5)その他 公民会長 (1)活動の推進 (2)公文書等の配布 (3)調査報告 (4)周知伝達 (5)諸証明の基礎事実の認定 (6)連絡要望の伝達 (7)その他	自治公民館長 (1)公文書等の配布 (2)調査報告 (3)周知伝達 (4)連絡要望の伝達 (5)各種事業への協力 (6)その他	集落長等 (1)各種事業への協力 (2)公文書等の配布 (3)調査、回収、報告 (4)募金等の集金 (5)その他	校区公民館長 ※社会教育の分野から (1)地域の自治の関係 (2)親睦融和の関係 (3)文化、教養の関係 (4)健康増進等の関係 (5)福祉の関係 自治公民館長 (1)文書の伝達配布 (2)調査報告 (3)教育、衛生、土木の関係 (4)防犯防災、交通安全の関係 (5)活動運営・研修 (6)各種団体の育成 (7)その他	
未加入者に対する広報紙の配布方法など	公共施設や大型スーパー等へおいている。	自治公民館長直轄制度を導入し、対価を支払い自治公民館長に配布を依頼。	希望者のみ郵送している。（4名、郵送料無料）	別荘地は管理事務所へおいている。その他希望者は実費にて郵送。	
長の任期の状況	1年	2年（規約で統一）	1年	2年（規約あり）	
報酬及び委託料等の算定基礎	地区公民館長 年額 213,600円 公民会長 上場地区 世帯割 3,160円 下場地区 世帯割 2,640円	自治公民館への委託料 均等割 50,000円 戸数割 1,600円 館長直轄分に対する館長への委託料 均等割 戸数により金額が異なる。 戸数割 1,600円	集落長等 均等割 33,000円 戸数割 3,000円 距離割 3,000円 1kmにつき3,000円 【役場から4kmを超える場合に適用する。（5km；15,000円）】	自治公民館長 均等割 556,800円 戸数割 1,200円 距離割 年度当初に館長宅から役場までの距離を報告し、距離×300円/月を支給 最高4,500円、最低300円	

※ 各市町の報酬及び委託料等の算定基礎欄は、平成15年度実績額とした。また、均等割、戸数割等はすべて年額を記載した。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 4 自治会・行政連絡機構の取扱い			関係項目	委託事務
調整内容	3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。				
各市町の現況					
	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容	
事務委託の方式	委託（報酬、駐在員方式）	委託（委託料）	委託（交付金）	3 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、2年以内に統一する。	
自治会長等までの送付方法	職員	業者5割、職員3割、郵送2割	嘱託職員		
使送便の回数	毎週	月に2回	月に3回		
委託内容等	地区公民館長 (1)活動の推進 (2)周知伝達 (3)要望等の伝達 自治公民館長 (1)活動の推進 (2)公文書等の配布 (3)周知伝達 (4)要望等の伝達	地区公民会長 (1)調査報告 (2)周知伝達 (3)連絡要望の伝達 (4)その他 自治公民会長 (1)公文書等の配布 (2)調査報告 (3)周知伝達 (4)連絡要望の伝達 (5)その他	地区公民館長 (1)情報交換・連絡 (2)運営活動の調査・研修 (3)関係機関等との連携 (4)その他 自治公民館長 (1)公民館活動の推進 (2)広報誌等の配布 (3)調査報告 (4)周知伝達 (5)諸証明の事実認定 (6)要望事項の伝達 (7)関係機関等との連携 (8)その他		
未加入者に対する広報紙の配布方法など	すべて郵送にて配布している。	申し出があれば実費にて郵送。一部の大型スーパーに置いている。	本庁、支所の窓口に置いている。		
長の任期の状況	1年	1年	1年		
報酬及び委託料等の算定基礎	地区公民館長 年額 48,000円 自治公民館長 均等割 20,000円 戸数割 3,100円	地区公民会長 年額 66,000円 公民会長 均等割 5,000円 戸数割 2,600円	地区公民館長 年額 80,400円 自治公民館長 均等割 13,000円 戸数割 2,700円		

※ 各市町の報酬及び委託料等の算定基礎欄は、平成15年度実績額とした。また、均等割、戸数割等はすべて年額を記載した。

同一表記の自治会名(第1階層も含む)

国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
姫城地区公民館					姫城地区公民会	
				中央地区公民館		中央地区公民館
清水地区公民館					清水自治公民会	
			高千穂校区公民館	高千穂自治公民館		
郡山地区公民館					郡山自治公民館	
内門	内門					
宇都					宇都	
駅前				駅前		
		川北		川北		
木場	木場					
大王	大王					
鳥越					鳥越	
仲町		仲町				
野坂	野坂	野坂				
東馬場					東馬場	
				堀之内	堀之内	
		前川内				前川内
		宮下			宮下	
牟田					牟田	

市町間の類似自治会名(例〇〇と〇〇1・〇〇2, 同音異字等)

国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
		旭ヶ丘団地				旭ヶ丘
	井手段				井手上	
西今村 東今村		今村住宅 第二今村住宅 上ノタウン 上ノ団地			上野	
宇都 宇都良 駅前				駅前	宇都 宇都山 駅前1~5 川原団地	
川原地区公民館 川内地区公民館 上川内 後川内 川内団地 下川内上 下川内下	宮川内1班 宮川内2班	前川内				前川内
清水地区公民館 清水台 清水団地 清水橋 清水東 清水本町 新清水団地 新地東 新地西		清水町 清水川団地			清水	
				新地		
新町第1~8		新町住宅 上新町 下新町				
			高千穂校区公民館 高千穂1区~8区	高千穂		
				中央地区公民館	中央1 中央2	中央地区公民館
天神台		天神 床波		床浪		
鳥越	鳥越原				鳥越	
中福良北 中福良南					中福良地区公民会 中福良 下中福良 中中福良 橋之口	
	橋ノ口					
花建 春山 平岡				上春山		花建原
	麓原1~3班 麓玉利北 麓玉利西 麓玉利東					麓
		上本町 下本町			本町1~4	
前馬場第1~3 松山					御前馬場東 御前馬場西 松山1~4	
宮下団地		宮下 宮下住宅			宮下	
牟田		正牟田			牟田 中牟田	
山下1~3 西山下団地					山下	

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	国分市		溝辺町		横川町		牧園町		霧島町		隼人町		福山町	
	地区公民館	公民会	自治公民館	自治会	集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館	地区公民会	自治公民会	地区公民館	自治公民館	
	25	305	23	152	77	6	39	11	38	8	214	10	35	
1	東その山	剣之宇都	瀬竹	瀬間利	高木	牧園	牧園1区	永水	牧神	宮内	見次1	小廻	小廻	
2		岩戸		竹山	十三谷		牧園2区		入水		見次2	中央	清町	
3		道場口		竹山東	木浦		牧園3区		笹之段		見次3		麓	
4		妻屋	下有川切門	中園	茶屋		牧園4区		梅之木		見次4		南園	
5		止上		森園	谷頭		牧園5区		市野々		見次5	大廻	上大廻	
6		重久		中森園	小谷町		牧園6区		永野田		見次6		中大廻	
7		春山		上森園	天神		牧園7区		北永野田		御前馬場東		磯脇	
8		重久牧内		切明	上本町		牧園8区	向田	上春山		御前馬場西		磯新堀	
9		重久団地1		元切明	下本町		牧園9区		床浪		宮西	東牧之原	平野	
10		重久団地2		門田	古城		牧園10区		向田		宇都山		東牧之原	
11		重久団地3		中有川	北園	三体	三体1区		豊後迫		中道1の東	下牧之原	前牧之原	
12		岩戸温泉ニュータウン	石原	中石原	紫尾田		三体2区	大川	川北		中道		下牧之原	
13		重久宿舍		溝口	上ノタウン		三体3区		大窪		中道1の西		新牧之原	
14		重久共済住宅		寺蔵	正牟田		三体4区		大窪団地		中道2		花建原	
15		岩戸ニュータウン		田畑	野坂	万膳	万膳1区	中央	サンビレッジ団地		駅前1		福原	
16		サンヒルズ重久		石原団地	横伏敷		万膳2区		駅前		駅前2	西牧之原	西牧之原	
17	清水	玄亀庵	上石原	大王	柿木		万膳3区		梅北		駅前3	福地	福地	
18		羽坂		上石原	大住		万膳4区	湯之宮	湯之宮		駅前4	福沢	旭ヶ丘	
19		清水本町		谷口	床波		万膳5区	待世	待世		駅前5		堀之頭	
20		新田		久保園	上深川	高千穂	高千穂1区		新地		菩提寺		池之谷	
21		安田口		白石	岡村		高千穂2区	田口	田口		原		国師	
22		牟田	永尾	丹生附	上小脇		高千穂3区	狭名田	堀之内		朝日		砂走	
23		寺馬場		木場	下小脇		高千穂4区		市後柄		雇用促進住宅		川路原	
24		清水東		新香	桜本		高千穂5区		狭名田		野崎親和会		新原	
25		豊北	曾我	新十文字	崎山団地		高千穂6区	栢野	栢田		内山田団地	佳例川	割子田	
26		三郷		早岡	みどり団地		高千穂7区		野上		第2内山田団地		池田	
27		弟子丸		十文字	山ノ口		高千穂8区		老人ホーム		菩提寺団地		柴立	
28		清水団地		坂ノ上	上尾田	中津川	中津川1区	桂内	遠見松		大津		前川内	
29		新清水団地		中十文字	下尾田		中津川2区		高千穂		宮下		内場	
30		小畑		池畑	上新町		中津川3区		祓谷		窪町		立元	
31		毛梨野		今別府	下新町		中津川4区		新梅北		堀之内		牧野	
32		芦谷		川島	希望ヶ丘		中津川5区		泉水		沢馬場1		牧野中	
33		馴松		十文字1号	清水町		中津川6区		峰之前		沢馬場2		六村	
34		久保田		十文字2号	仲町		中津川7区		遠見塚団地		上野		辰伴	
35		久保田西		前原	下町		中津川8区		杉安病院		天降川	比曾木野	比曾木野	
36		片平		前原団地1号	旭町	持松	持松1区	霧島	霧島		大津団地			
37		山元		前原団地2号	宮下		持松2区		東多羅		第2菩提寺団地			
38		小畑東		前原団地3号	川北		持松3区		永池		テクノセンター			
39		新泉	据石ヶ丘	祝儀園	上向江		持松4区				見次8			
40		中台		極楽	向江						朝日団地			
41		清水橋		計牛	二石田						神宮台			
42		清水台		計牛団地1	下深川						菩提寺東			
43		かぎんアパート		計牛団地2	上植村						天降川団地			
44		夢ヶ丘		第2軽牛	下植村						ライベクスト			
45		青葉南		前団地	向植村						ドラゴン			
46	姫城	阿多石	稻荷	栗下	大里						レジデンスクワ			
47		竹下		宮脇	黒葛原						ハタ			
48		平岡		石井口	赤水						息長			
49		田辺	宮久	上宮原	小原						真孝1			
50	郡山	宇都良		下宮原	山住						真孝2			
										富隈	真孝3			

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	国分市		溝辺町		横川町		牧園町		霧島町		隼人町		福山町	
	地区公民館	公民会	自治公民館	自治会	集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館	地区公民会	自治公民会	地区公民館	自治公民館	
51		永田		宮久		馬渡							真孝4	
52		辻	宮川内	宮川内1班		岩穴							真孝5	
53		辻松山		宮川内2班		前川内							真孝6	
54		台明寺	三縄	桑迫		二牟礼							真孝7	
55		天神台		今向		新町住宅							真孝8	
56		グリーンヒル郡田		萩迫		小山ノ口住宅							真孝9	
57		宮ノ前		俄迫		中尾田住宅							真孝10	
58		ゆうゆうタウン		井手段		今村住宅							真孝12	
59		つつじヶ丘	陵北	木佐貴		下尾田住宅							真孝13	
60		青葉ニュータウン		中野		片白住宅							真孝15	
61	木原	上木原		陵北		下片白住宅							真孝16	
62		中木原		高陵		宮下住宅							真孝17	
63		浮塚		上床団地		谷ノ口住宅							隼人塚団地	
64		牧内	金割	金割団地		丸岡住宅							真孝西1	
65		高松		松脇住宅		第二今村住宅							真孝西2	
66		松ヶ野		第2金割団地		馬渡住宅							真孝西3	
67	川原	立川	水尻横頭	横頭		高圧住宅							真孝西4	
68		中市		水尻東		九電住宅							真孝西5	
69		萩之元		水尻中		警察官舎							真孝西6	
70		河内		水尻西		清水川団地							納屋1	
71		上薄木		修道院		ハイツ横川							納屋2	
72		下薄木	大川内岡	北原		上新ハイツ							納屋3	
73		黒石		橋ノ口		コーポ横川							納屋4	
74		河内第一		鳥越原		上ノ団地							納屋5	
75	国分東	名波1		房山		鷹巣団地							納屋6	
76		名波2		山陵		中ノ団地							本町1	
77		名波3	石峯	片馬場		水流ハイツ							本町2	
78		名波4		内門									本町3	
79		名波5		中石峯									本町4	
80		名波6		石峯									松山1	
81		東戸崎団地		元石峯									松山2	
82		宇都		石峯東									松山3	
83		鐘突		木佐貴アパート									松山4	
84		東上		昭和									住吉1	
85		愛宕		石峯北									住吉2	
86		夕日ヶ丘		上石峯									住吉3	
87		中之馬場		石峯西									住吉4	
88		東中		ソレイユT&S									住吉5	
89		東中団地	麓原	鍋東									住吉6	
90		東馬場		鍋西									住吉7	
91		車田		麓原1班									住吉8	
92		上車田		麓原2班									住吉9	
93		東下		麓原3班									住吉10	
94		下中之馬場		セントラル									住吉11	
95		唐仁東1	玉利	崎森玉利東									住吉12	
96		唐仁東2		大内田東									住吉13	
97		唐仁中		崎森玉利中									住吉14	
98		唐仁西		崎森玉利西									住吉15	
99		唐仁団地		麓玉利西									住吉16	
100		まいづる		麓玉利北									住吉17	
101		四方田団地		麓玉利東									住吉18	
102		城山		玉利住宅									住吉団地	
103		中車田		玉利団地1号									新川1	

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	国分市		溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
	地区公民館	公民会	自治公民館	自治会	集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館
104		名波ハイタウン第1		玉利団地2号				新川2	
105		名波ハイタウン第2		玉利団地3号				新川3	
106		名波ハイタウン第3		大内田南				新川4	
107		名波ハイタウン第4	十三塚	脇				新川5	
108		名波ハイタウン第5		笹峰				新川6	
109		名波ハイタウン第6		立岩				新川7	
110		県営名波ハイタウン	桑坂	上桑ノ丸				新川8	
111	国分西	竪馬場		下桑ノ丸				新川9	
112		旭通り		別府				川尻東	
113		中立	論地	論地岡東				川尻西	
114		下立		論地岡中				川尻北	
115		東町		論地岡西			小野	野久美田1	
116		仲町		論地迫上				野久美田2	
117		秋葉通り1		論地迫				清水	
118		秋葉通り2		元論地				東前	
119		西町		木屋原				東後	
120		西上		空港通り				溝上	
121		鳥越		柵場				中央1	
122		御里	陵南	陵南西				中央2	
123		西中		陵南東				中福良	
124		国分西馬場		陵南中央				小田西	
125		駅前		陵南団地				県営小田団地	
126		西下		公務員宿舎				田方団地	
127		西下東		空港団地				ひまわり団地	
128		道場下		第2陵南1号			小浜	長浜	
129		川跡南第1		第2陵南2号				馬場	
130		川跡南第2		原村団地1号				加納内上	
131		川跡南第3		原村団地2号				加納内下	
132		川跡上	西原	久保山団地				塚上	
133		川跡西		新興				塚下	
134		川跡東		久保山				里上	
135		川跡中		空港南タウン町2				里下	
136		福島団地		空港南タウン町2				小牧	
137	向花	向花向江		空港南タウン県				小浜団地	
138		向花東		西原第2住宅			日当山	東林寺	
139		向花平田		西原				しゅじゅどん	
140		向花中		馬立				中須東	
141		向花西		久保山住宅				中須西	
142		奈良田団地		榎木原				東馬場	
143	府中	府中前東		霧ヶ丘				松元	
144		府中前西		高尾団地				橋之口	
145		府中東		西原南				高畑	
146		府中中		光ヶ岡				新高畑	
147		府中中南	公民館外	野坂				新溝	
148		府中朝日		平和				山下	
149		府中昭和		協和				東郷団地	

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	国分市		溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
	地区公民館	公民会	自治公民館	自治会	集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館
150	新町	新町第1		セジュールユミ				鳥越	
151		新町第2		セジュールシェル				牟田	
152		新町第3		シューライツ				湯田	
153		新町第4						西光寺	
154		新町第5						糸走	
155		新町第6						日当山団地	
156		新町第7						表木山	
157		新町第8						安楽	
158	野口	野口東						妙見	
159		野口西第一						東郷ニュータウン	
160		野口西第二						木之房1	
161		野口南					姫城	木之房2	
162		野口北						湯之元1	
163		野口団地						湯之元2	
164	上小川	前馬場第1						高江	
165		前馬場第2						鼻切	
166		前馬場第3						木之房団地	
167		後馬場東						川原団地	
168		後馬場西						西瓜川原	
169		下村東						中城上	
170		下村西						中城中	
171		神田東						中城下	
172		神田西						中姫城東	
173		山下1						中姫城西	
174		山下2						姫城温泉東	
175		山下3						姫城温泉西	
176		園田						姫城温泉南	
177		園田団地						新七	
178		宮下団地						山野東	
179		迫田1						山野中	
180		迫田2						山野北	
181	広瀬	広瀬1						姫城団地	
182		広瀬2						諏訪	
183		広瀬3						大島	
184		広瀬4						稲成田	
185		広瀬5						平岡団地	
186		広瀬6						新姫城団地	
187		広瀬7						泉宮天降川団地	
188		広瀬8						グリーンタウン	
189		広瀬9					松永	下平	
190		広瀬10						津曲	
191		広瀬11						平熊	
192		広瀬12						下小鹿野	
193		広瀬13						上小鹿野	
194		広瀬14						花山	
195		広瀬15						宇都	
196		広瀬16						武安	
197		広瀬17						医療センター	
198		広瀬18						三田坪	
199		広瀬19						湯の里	
200		広瀬20						クアハウスみゆき苑	
201		広瀬21					中福良	迫間	

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	国分市		溝辺町		横川町		牧園町		霧島町		隼人町		福山町	
	地区公民館	公民会	自治公民館	自治会	集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館	地区公民会	自治公民会	地区公民館	自治公民館	
202		広瀬2 2										暮幸		
203		広瀬2 3										井手上		
204		広瀬2 4										下中福良		
205		西山下団地										中中福良		
206		大野原団地1										立神		
207		大野原団地2										餅田上		
208		須戸川団地										餅田下		
209	福島	福島1										堂地東		
210		福島2										党地西		
211		福島3										郡山		
212		福島4										中初場		
213		福島5										坂下		
214		福島6										中牟田		
215		福島7												
216		福島8												
217	松木	越倉												
218		松木西												
219		松木元												
220		松木中												
221	湊	奈敷1												
222		奈敷2												
223		出口												
224		中福良南												
225		中福良北												
226		新地東												
227		新地西												
228		拝田東												
229		拝田西												
230		羽白												
231	上井	一条												
232		垂元												
233		美の前												
234		内門												
235		黒塚												
236		星隈												
237		岩崎												
238		向川原												
239		永迫												
240		上井団地												
241		梅ヶ丘												
242		花建												
243	川内	芦原												
244		高日山												
245		上川内												
246		見帰												
247		口輪野												
248		川内団地												
249		神崎												
250		下川内上												
251		下川内下												
252	平山	内野々												
253		渡瀬												
254		平山												

自治会名等一覧（平成16年4月現在）

	地区公民館	国分市		溝辺町		横川町		牧園町		霧島町		隼人町		福山町	
		公民会	自治公民館	自治会		集落・町営住宅等	校区公民館	自治公民館	地区公民館	自治公民館	地区公民会	自治公民会	地区公民館	自治公民館	
255		神子落													
256		野坂													
257		野平													
258		仁田原													
259		長谷													
260	本戸	前本戸													
261		後本戸													
262		真谷													
263	敷根	浜馬場													
264		松山													
265		検校橋団地													
266		西浜馬場													
267		西馬場													
268		赤川													
269		町門													
270		東黒潮													
271		新馬場													
272		大王													
273		島馬場													
274		門倉													
275		阿御前													
276		大田													
277		一心													
278		高橋													
279		脇元													
280		上前													
281		忍													
282		南西上													
283	下井	東今村													
284		検校川													
285		西今村													
286		東上新													
287		西上新													
288		東前田													
289		西前田													
290		東下新													
291		西下新													
292		東内の丸													
293		西内の丸													
294		上花園													
295		花園													
296		銅田													
297	上之段	上之段													
298		木場													
299		深迫													
300		平下													
301		朴木													
302		丸尾													
303		後川内													
304	塚脇	塚脇													
305		永山													

## 先進事例

### ・日置合併協議会（鹿児島県）

- 1 現行の市来町、東市来町の自治公民館、伊集院町の公民会、日吉町の集落、吹上町、金峰町の自治会を新市において「自治会」という名称に統一する。
- 2 自治会の範囲については、現行のとおりとし、個々の自治会の名称については、現行の名称の前に旧町名を付けることとする。
- 3 自治会活動の円滑な推進のため、現行の中央公民館及び地区公民館等をもって自治会等に必要な協力と援助を行う。
- 4 新市と自治会との連絡調整を行うため、各自治会に「行政嘱託員」を置き、その任期及び報酬の額等については、合併時まで調整する。

### ・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、組合、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入する。

### ・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（愛媛県）

自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。

- 1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- 2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

### ・唐津・東松浦合併協議会（佐賀県）

- ① 行政区は、現行のまま新市に引継ぐ。
- ② 行政連絡員の制度は、現行のまま新市へ引継ぎ、名称は合併までに調整する。
- ③ 行政連絡員の担当区域及び業務内容は、現行のまま引継ぎ、新市移行後速やかに業務の平準化、効率化を検討し、調整する。
- ④ 行政連絡員の報酬は、現行のまま新市に引継ぎ、新市移行後速やかに業務内容の見直しと合わせ新基準を作成し、調整する。

コミュニティ施策の取扱いについて(協定項目25-21)

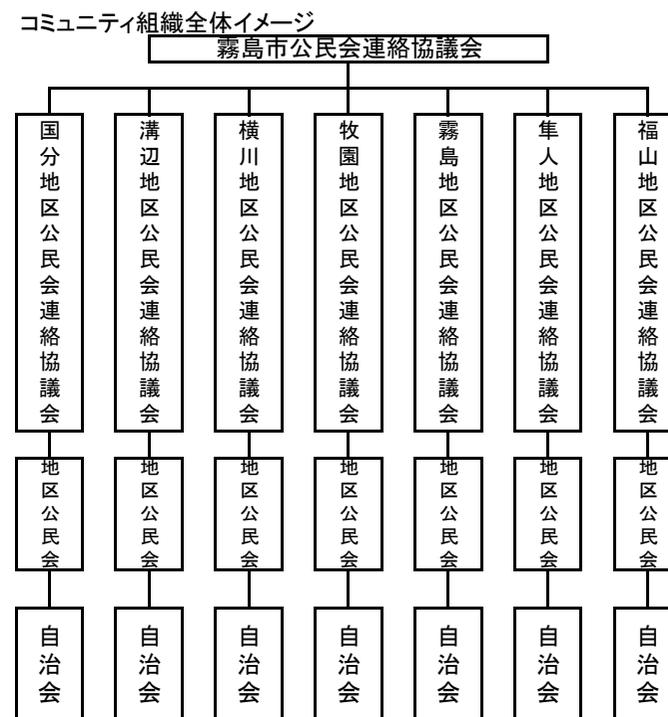
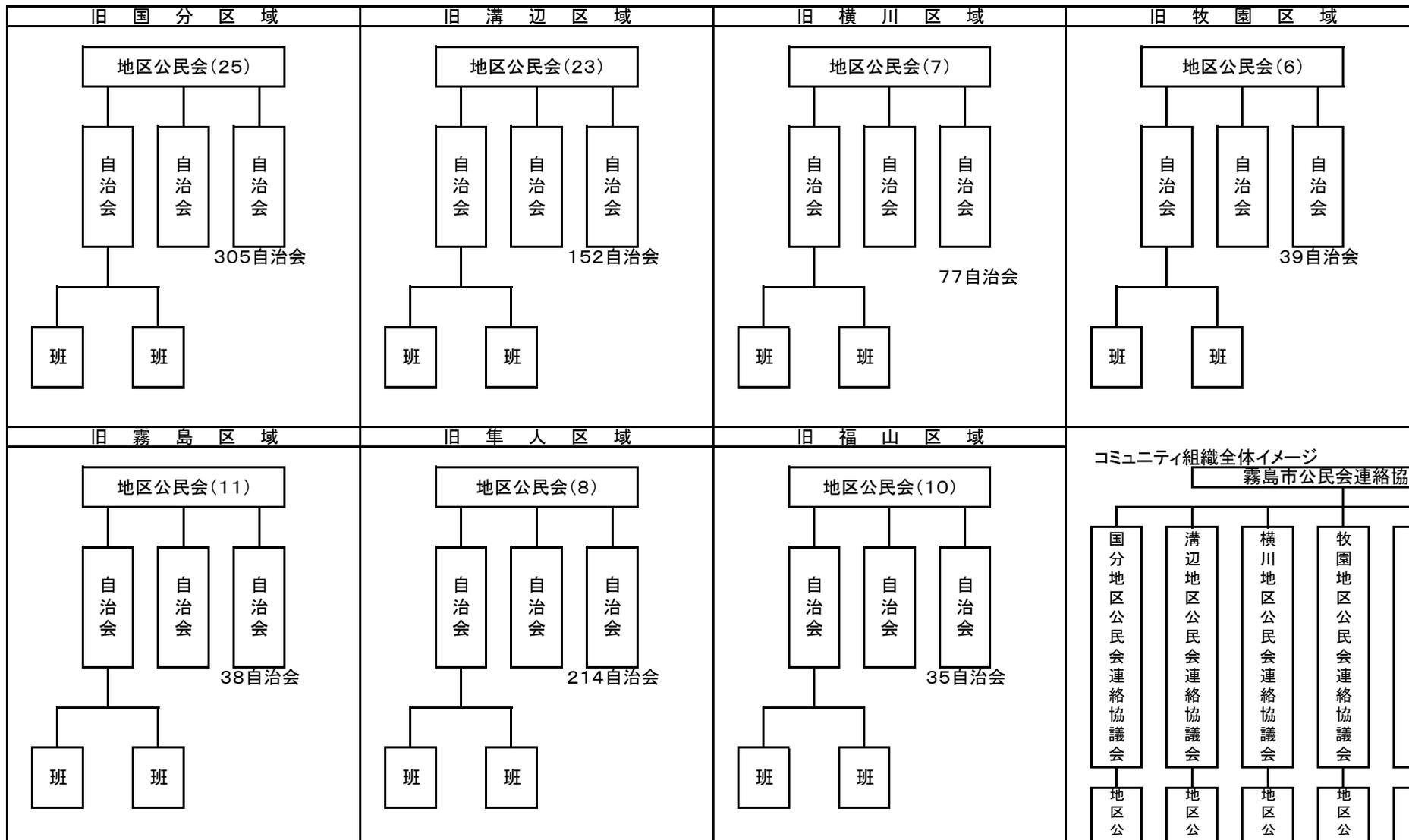
コミュニティ施策の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、次頁のとおりとする。
- 2 地区公民館(会)、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。  
なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度(仮称)」を創設する。
- 3 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。
- 4 コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。

平成16年 6月10日 提出

始良中央地区合併協  
議会 会長 鶴丸明  
人

コミュニティ組織体系のイメージ図



始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-21 コミュニティ施策の取扱い			関係項目	運営補助金等		
調整内容	2 地区公民館（会）、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。 なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度（仮称）」を創設する。						
各市町の現況							
市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町			
第1階層	補助金の名称	地域振興補助金	自治公民館育成補助金	該当なし	校区公民館運営補助金		
	根拠条例等	国分市地域振興補助金要綱	溝辺町自治公民館育成補助金交付要綱		牧園町補助金交付規則		
	平成15年度決算見込	2,571,200円	2,376,000円		2,814,000円		
	交付対象	25地区公民館	23自治公民館		6校区公民館		
	主な用途	公民館運営費	自治公民館の運営に要する経費 教育、文化、体育振興自治活動 地域振興自治活動 環境美化衛生向上自治活動		校区公民館活動の推進と円滑な運営を図るために要する経費		
	算定基礎	均等割 60,000円 世帯割 67円 上場6地区には、別途一律12,000円 ずつ加算措置あり。	均等割 45,000円 世帯割 500円		均等割 469,000円 (社会教育推進のための補助金)		
	1団体当り交付額(最大)	187,400円	180,500円				
	1団体当り交付額(最小)	74,400円	70,000円				
	第2階層	補助金の名称	該当なし	該当なし	地域づくり自治活動実践褒賞金	自治公民館活動費事業補助金	
		根拠条例等			横川町地域づくり自治活動 実践褒賞金支給規則	牧園町補助金交付規則 自治公民館活動費事業補助金交付要綱	
平成15年度決算見込				2,213,700円	1,918,400円		
交付対象				77集落長等	39自治公民館		
主な用途				集落活動費（集落内清掃時の茶菓子代・燃料代、集落行事の食糧費、消耗品費等）	住民の自治意識の向上と地域の連帯感を強め、活力ある町づくりに要する経費（福祉・環境美化・生涯学習・自主防災活動等）		
算定基礎				均等割 10,000円 戸数割 1,500円(町営住宅500円) 戸数割合40戸以上 1.0 20戸～39戸0.8 20戸未満 0.6 税金完納による支給割合 10月まで 1.4 11月まで 1.2 12月まで 1.0 1月まで 0.8 2月まで 0.6	各自治公民館の活動実績に応じ、補助金を交付		
1団体当り交付額(最大)				119,000円	136,800円		
1団体当り交付額(最小)				8,700円	4,000円		

※ 各市町の1団体当り交付額、平成15年度実績額とした。また、均等割、戸数割等はすべて年額を記載した。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項		25-21 コミュニティ施策の取扱い			関係項目	運営補助金等			
調整内容		2 地区公民館（会）、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。 なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度（仮称）」を創設する。							
各市町の現況									
市町名		霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容				
第 1 階 層	補助金の名称	地区公民館運営補助金	地区公民会補助金	地区公民館運営補助金	2 地区公民館（会）、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、2年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。 なお、運営補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度（仮称）」を創設する。				
	根拠条例等	なし	町補助金等の種類、補助率に関する要綱	なし					
	平成15年度決算見込	1,005,000円	225,000円	906,000円					
	交付対象	11地区公民館	8地区公民会	10地区公民館					
	主な用途	地区公民館長報酬・地区公民館活動事業経費	地区公民会活動の振興と推進	運営費・その他（電気料基本料・浄化槽電気料・体育館電気料等）					
	算定基礎	均等割 47,000円 (社会教育推進のための補助金)	均等割 5,000円 戸数割 約 14円 公民会連絡協議会を通じての補助金 町225千円+町公連25千円=250千円	均等割 16,000円 戸数割 90円 他に施設電気料基本額補助及び各種 団体会員割あり					
	1団体当り交付額(最大)		67,000円	123,000円					
	1団体当り交付額(最小)		3,000円	37,000円					
	第 2 階 層	補助金の名称	該当なし	該当なし			該当なし		
		根拠条例等							
平成15年度決算見込									
交付対象									
主な用途									
算定基礎									
1団体当り交付額(最大)									
1団体当り交付額(最小)									

※ 各市町の1団体当り交付額、平成15年度実績額とした。また、均等割、戸数割等はすべて年額を記載した。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-21 コミュニティ施策の取扱い	関係項目	各種施設整備補助金
調整内容	3 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。		

		各市町の現況			
各種補助制度種別		国分市	溝辺町	横川町	牧園町
集会施設の新築	補助対象	建築本体工事、電気、ガス、給排水衛生設備工事	自治公民館の館等を建設する経費（分館的な施設を建設する経費）	本屋、炊事場及び便所の新築	新築の工事費、付帯工事費（電気、ガス、給排水等）
	算定方法	補助単価 101,300/㎡×建築面積 実施単価が下回ればその単価を採用	特に定めなし	建設費100千円以上	経過措置（10年）
	補助率	10,000千円までは60%以内 10,000千円超20,000千円まで40%以内	30% ただし、公営住宅の40戸以上 かつ定住者が3割未満は70%	2,000千円以下 50% 2,000千円超 30%（他段階的に率減）	50%
	補助限度額	10,000千円	3,600千円（1,000千円）	特に定めなし	1館当り360千円
	交付対象	地区公民館、公民会	自治公民館	集落長等	自治公民館
集会施設の増築等	補助対象	同上	館等を増改築、移転する経費	本屋、炊事場及び便所の大改築	改築、増築の工事費等
	算定方法	1申請当り5万円以上	特に定めなし	建築後20年以上 建設費100千円以	経過措置（10年）
	補助率	60%	30%	2,000千円以下 25% 2,000千円超 20%（他段階的に率減）	50%
	補助限度額	6,000千円	3,600千円	特に定めなし	1館当り360千円
	交付対象	地区公民館、公民会	自治公民館	集落長等	自治公民館
集会施設・倉庫の敷地造成等	補助対象	造成、擁壁、舗装、排水施設、階段・スロープ、塀・フェンス工事	該当なし	該当なし	該当なし
	算定方法	同上			
	補助率	同上			
	補助限度額	同上			
	交付対象	同上			
備品購入・修繕	補助対象	冷暖房機、照明機器、放送設備、テレビ、ビデオデッキ、視聴覚機器など	机、黒板など特に必要と認められる備品	該当なし	該当なし
	算定方法	同上	特に定めなし		
	補助率	同上	50%		
	補助限度額	同上	150千円		
	交付対象	同上	自治公民館		
倉庫、増改築、屋外便所の新築	補助対象	建築本体、電気設備、給排水衛生設備工事（既製品の購入・据付含む）	該当なし	該当なし	該当なし
	算定方法	同上			
	補助率	同上			
	補助限度額	同上			
	交付対象	同上			
修繕・掲示板の移転・新設	補助対象	工作物本体、電気設備工事	該当なし	該当なし	該当なし
	算定方法	同上			
	補助率	同上			
	補助限度額	同上			
	交付対象	同上			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-21 コミュニティ施策の取扱い	関係項目	各種施設整備補助金
調整内容	3 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。		

各市町の現況				
各種補助制度種別	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
集会施設の新築	補助対象	該当なし	自治公民館の建設	3 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。
	算定方法		特に定めなし	
	補助率		15%	
	補助限度額		最高1,500千円 最低50千円	
	交付対象		自治公民会	
集会施設の増築等	補助対象	該当なし	自治公民館の増改築	
	算定方法		特に定めなし	
	補助率		15%	
	補助限度額		最高1,500千円 最低50千円	
	交付対象		自治公民会	
集会施設・倉庫の敷地造成等	補助対象	該当なし	該当なし	
	算定方法			
	補助率			
	補助限度額			
	交付対象			
備品購入・修繕	補助対象	該当なし	黒板、演台、会議用テーブル、調理器具その他公民館用備品	机、椅子、黒板、テーブル、複写用具、ロッカー、フェンスなど
	算定方法		特に定めなし	
	補助率		2/3	
	補助限度額		200千円	
	交付対象		自治公民会	
倉庫、増改築、屋外便所の新築	補助対象	該当なし	自治公民館に付設する倉庫の建設等	
	算定方法		特に定めなし	
	補助率		15%	
	補助限度額		最高1,500千円 最低50千円	
	交付対象		自治公民会	
掲示板の修繕移転の新設	補助対象	該当なし	該当なし	
	算定方法			
	補助率			
	補助限度額			
	交付対象			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-21 コミュニティ施策の取扱い				関係項目	まちづくり事業	
調整内容	4 コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築する。						
各市町の現況							
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
事業名	地域まちづくり支援事業	該当なし	該当なし	該当なし	地域振興計画策定支援事業	該当なし	該当なし
事業の目的	地域住民が主体となって、地域の特色を生かし、独自の「テーマ」や「目標」を設定し、その実現に向けて、住民がお互いに知恵を出し合い、活力ある個性豊かな地域づくりを進める地区を支援する。 (「まちづくり目標」の実現に向けて、住民自ら考え、地域の特色を生かしたユニークな事業(ソフト事業)に対して、助成を行う。)				地域が持つ特性や環境、伝統などを生かしながら、地域の振興策を地域住民が自主的に考え、行政と一緒に取り組む地域づくりを目的とし、「自分たちが住む地域は自分たちでつくる」という自治意識を浸透させ、その実践を推進するために自ら地域振興計画を策定し、それに基づく事業を実施するモデル地区に補助金を交付する。		
事業主体	地区公民館(25地区の自治会組織)				地区公民館単位を基本		
事業開始又は期間	平成9年度から実施				平成13年度～17年度		
事業実施状況	24地区公民館で「まちづくり計画書」作成済				全地区公民館が計画策定に着手		
事業内容	1年目：地域の現状分析に関する事業 2年目：まちづくり計画書作成に関する事業(10年後に目標を設定) 3年目以降： まちづくり計画書の内容の実施 計画書を作成してから5年度目： まちづくり計画書見直しに関する事業				1. 地域における話し合いのための集まり 自治公民館・地区公民館等の地域単位まちづくり研修 2. 話し合いの場づくり 地域の課題や魅力等を話し合い、その地域にふさわしい意見をまとめる。 3. 地域づくりの提案(地域振興計画の策定) (1) 地域が自ら行う事業 (2) 地域と行政が協働で行う事業 (3) 行政に行ってもらいたい事業		
事業の実施内容例	・新たなイベントの創作 ・伝統行事の復活 ・今後地域の特徴となりえるソフト事業						
補助率及び限度額	①地域の現状分析 定額100千円 ②まちづくり計画書作成 定額100千円 ③同上計画書見直し 定額50千円 ④住民が行うまちづくり事業 審査会で補助額を決定 補助限度額：1地区1事業当り500千円				①計画策定補助金 定額100千円 研修のバス借上げ 上限80千円 ②事業実施補助金 補助率3/4 事業費の積算は1戸当り15千円 (上限額 3,000千円)		
事業実績	H14：清水地域の歴史探訪の路創作 ふるさと祭り たんぼゴルフ大会 クリーン天降川ウォーキング大会 H15：松木夏祭り エコマナーとサロン 魚の掴み取り 史跡めぐりと城山登山ほか5件				H14：地域振興計画策定 5地区 H15：地域振興計画策定 6地区 (内2地区は14年度からの継続) 地域振興計画事業 1地区(湯之宮地区) 事業内容 運動公園整備事業 事業費 2,800千円(補助金1,725千円)		

## 先進事例

### ・日田市郡合併協議会（大分県）

一 コミュニティ施策については、地域コミュニティの活性化を図るため既存の制度を尊重し、新市において新たに制度を設ける。

（理由）これまで行ってきた市町村のまちづくり施策を統合することにより、よりよい施策を創出し、地域コミュニティの活性化を図るため。

二 交流センター及びコミュニティセンターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。自治公民館の管理運営については当分の間現行どおりとし、負担公平の原則により必要に応じて調整を図る。

（理由）地域コミュニティの拠点となるものであるため。

三 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

### ・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

### ・登米地域合併協議会（宮城県）

#### （1）地縁団体

地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### （2）自治組織育成・活動に対する助成

コミュニティー活動の充実強化を図るため、合併後速やかに新たな統一した支援制度を設けるものとする。

#### （3）地域活動・地域づくりに対する助成

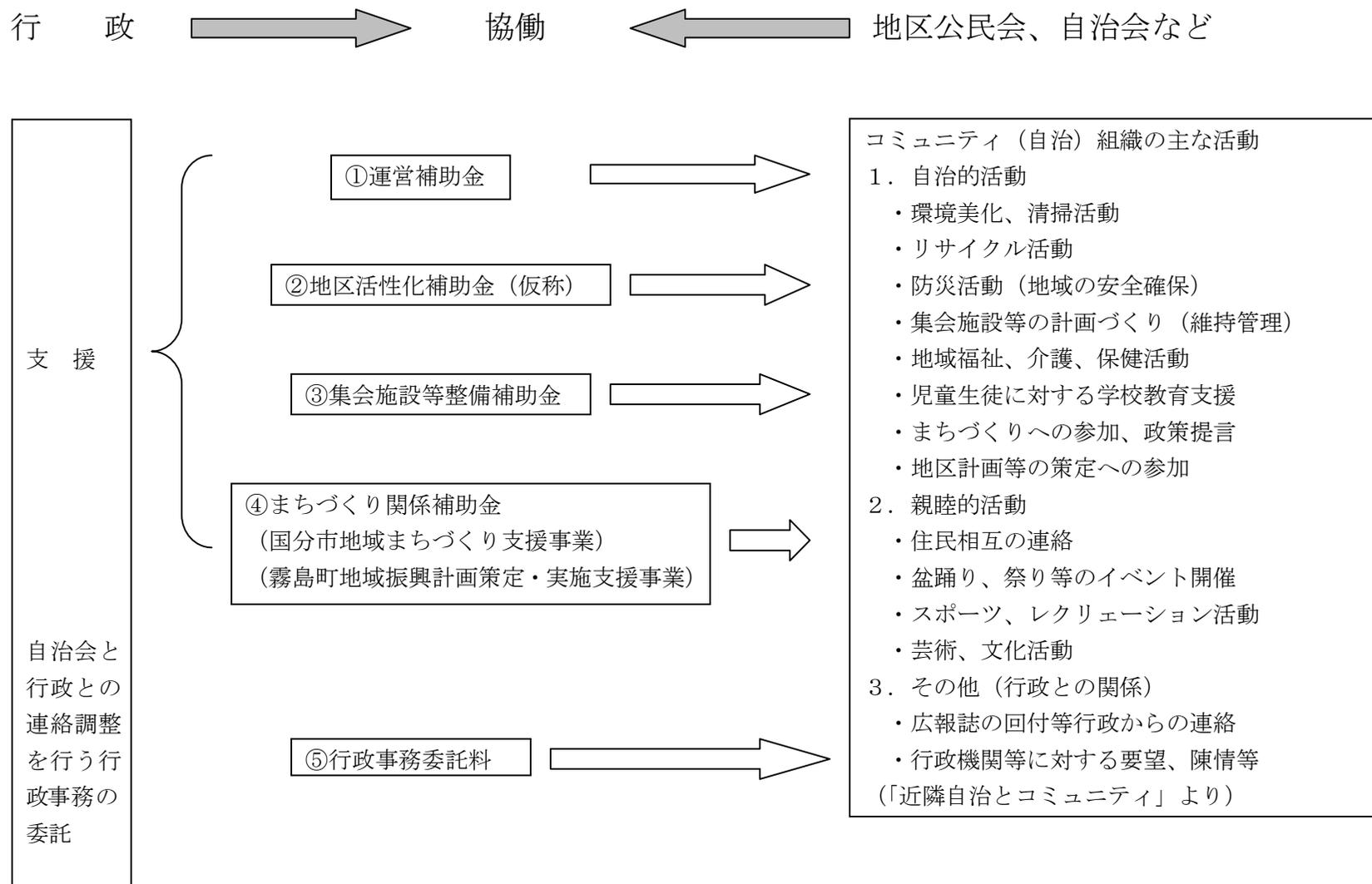
活動に対する支援を重点施策として推進できるよう、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。

#### （4）集会施設

①集会施設の運営に対する助成（負担）については、廃止するものとし、合併後3年以内に調整する。

②集会施設建設に係る財政支援については、合併後速やかに新たな制度を設けるものとする。ただし、平成17年度は中田町の例による。

地区公民会、自治会と行政との相関図（説明は裏面へ）



## 1. 地区公民会、自治会などのコミュニティ組織と行政との「協働」に対する考え方

新市まちづくり計画の分野別振興方向「コミュニティ分野」において、「地方分権改革が目指すべき分権社会においては、地域における自己決定と自己責任が重要となる観点から、住民と行政とのかかわりがこれまで以上に重視されることとなります。コミュニティ分野では、現在ある公共的施設を活用しながら、各地域の特徴を活かした地域づくり、自治会組織等（コミュニティ）とのパートナーシップの確立のほか地域の声が反映される仕組みづくりを推進します。～」と指針を示している。また、基本目標の1番目に「住民・自治会組織・企業・ボランティア団体・NPO（民間非営利団体）などと行政との協働による都市づくり」を掲げ、地方分権の究極の目的である「地域の課題を住民と行政が共に担い合う社会を創造していく」ことを重視している。

## 2. コミュニティ組織体系のあり方

当面、全区域に地区公民会を組織することとし（横川区域は、合併と同時に新設、他区域は従来の組織を活用）、詳細はコミュニティ組織体系図のとおりとする。なお、組織体系のあり方は新市において随時、地域自治区の導入等の是非も含め議論していく。

## 3. コミュニティ組織に対する行政の支援

支援策の種類を下記4つに大別し、地区公民会、自治会を通じた地域づくりを推進する。

### ①運営補助金

新市スタート時は、算定基準などは現行のとおりとし、新市においてただちに「検討委員会」をたち上げ「新市の活力ある個性豊かなコミュニティの形成を目指し、市民相互の協力と連帯、さらに市民と行政との協働（パートナーシップ）によるまちづくりを推進するため新市コミュニティ指針を策定」し、その中で運営補助金のあり方を検討し、算定基準を統一する。また、その期間は2年以内に行うことを確認している。

### ②地区活性化補助金（仮称）

現在でもそれぞれのコミュニティ組織において、様々な活動（コミュニティ（自治）組織の主な活動：参照）が行われており、運営補助金とは別に、活動した団体に所要の経費を補助する考え方で新たな制度を創設する。なお、詳細は今後合併までに関係団体の意見も聞きながら決定する。新市においては、当然運営補助金の統一をする時に再度議論が必要と思われる。

また、合併と同時に納税奨励金の廃止が決定しているが、これまで奨励金がコミュニティ活動の大きな財源になっていた経緯があり、上記制度を導入し地域活動をこれまで同様、あるいはより活発に展開する意図も併せ持つ。

### ③集会施設等整備補助金

調整方針のとおり

### ④まちづくり関係補助金

国分市、霧島町の例を参考に制度を統一するが、新市コミュニティ指針策定時に再度議論が必要と思われる。

## 4. 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務（⑤行政事務委託料）

新市スタート時は、算定基準などは現行のとおりとし、新市においてただちに「検討委員会」をたち上げ、コミュニティ指針を策定する中で適正な委託料の額を決定する。現在、多くの市町で運営補助金との境界があいまいであるため、運営補助金との整合性を図った。

## 地区活性化補助金の具体例

1. 当該コミュニティ組織は、年度当初下記書類を添えて補助金申請を行なう。

- (1) 地区活性化補助金申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業実施に伴う予算書
- (4) その他

2. 当該コミュニティ組織は、年度末に下記書類を添えて補助金実績報告を行なう。

- (1) 地区活性化補助金実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 事業実施に伴う決算書
- (4) 写真など

具体例(予算書)

事業名	使 途	積 算 内 訳	金 額
〇〇道路環境美化作業	刈払い機借り上げ料	〇〇〇円×〇台×年〇回	〇〇〇〇円
	刈払い機燃料代		〇〇〇〇円
	軽トラック借り上げ料	〇〇〇円×〇台×年〇回	〇〇〇〇円
事業小計			〇〇〇〇円
地区ふれあいゲートボール大会	参加賞	〇〇〇円×〇人	〇〇〇〇円
	審判謝金	〇〇〇円×〇人	〇〇〇〇円
	トロフィーなど		〇〇〇〇円
事業小計			〇〇〇〇円
敬老会の実施	記念品	〇〇〇円×〇〇人	〇〇〇〇円
	余興団体謝金	〇〇〇円×〇団体	〇〇〇〇円
	送迎者借り上げ料	〇〇〇円×〇台	〇〇〇〇円
	賄い者謝金	〇〇〇円×〇人	〇〇〇〇円
事業小計			〇〇〇〇円
補助金申請額合計			〇〇〇〇円

※健康づくりや分別収集など他分野から補助金が交付されている事業は除く。

※原則として、弁当代や懇親会費など飲食に係るものは除く。

※新市で総体予算枠を決め、平等性を勘案し按分して補助金額を確定する。

※上記以外に考えられる事業の具体例

河川浄化作業

花いっぱい運動

交通安全教室の開催

健康づくり講演会の開催

ウォーキング大会

独居老人声かけ運動

十五夜行事 など「コミュニティ組織」が主体的に取り組むソフト事業等

その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目25-27-⑧）

その他事業【温泉事業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度までに調整する。
- 3 加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。

平成16年6月10日提出

始良中央地区合併協議会  
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-⑧その他事業	関係項目	温泉事業
調整の内容	4 手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	牧園町	国分市・溝辺・横川・隼人・福山町	調整の具体的内容
手数料 督促手数料100円 延滞金 霧島町税条例の規定を準用 温泉供給期間更新許可 5,000円/件 名義変更許可 20,000円/件 その他申請 1,000円/件	なし	該当なし	手数料については、霧島町の例により合併までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-⑧その他事業	関係項目	温泉事業
調整の内容	2 温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度までに調整する。		

各市町の現況			
霧島町	牧園町	国分市・溝辺・横川・隼人・福山町	調整の具体的内容
使用料 家庭用 8,000円~/月 営業用24,750円~/月（定量制）  詳細については、概要のとおり。	使用料 一般 8,000 円/月 単身 5,000 円/月  詳細については、概要のとおり。	該当なし	温泉使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度までに調整する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-⑧その他事業	関係項目	温泉事業
調整の内容	3 加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況				
霧島町				
加入金 (単位 円)				
種別	区分	A基準	B1㎡当り金額	備考
営業用	1	利用浴槽面積により算出する。 A×Bとする。	880,000円	
種別	区分	基準	1件当り金額	備考
家庭用・共用・共浴用	1	浴槽面積0.9㎡以下	600,000円	
	2	: 1.0~1.4㎡	900,000円	
	3	: 1.5~1.8㎡	1,200,000円	
	4	: 1.9~2.7㎡	1,800,000円	
	5	: 2.8~3.6㎡	2,400,000円	
	6	: 3.7㎡以上	3,000,000円	
特定営業用	1	利用浴槽面積により算出する。 A×Bとする。	1,463,500円	1・2の適用町が指定するものとする。
	2	使用量について算出するときは契約量×600,000円とする。		
加入金は上記区分により計算した金額に消費税を加算した金額とする。				

牧園町		国分市・溝辺・横川・隼人・福山町	調整の具体的内容
加入金	1,000千円	該当なし	加入金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-⑧その他事業	関係項目	温泉事業
調整の内容	1 温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

各市町の現況			
霧島町	牧園町	国分市・溝辺・横川・隼人・福山町	調整の具体的内容
<p><b>【温泉事業の沿革】</b> 霧島町は、紀元前からの天孫降臨の神話があり、霧島神宮をはじめ多くの名所古跡がある。また、霧島連山は東西22km南北18kmの地域は、世界に類のない単式群状火山で神秘的で「月の世界」の別名で呼ばれ多数の完全火口湖があり、これらの山々からの眺望は壮大なもので昭和9年わが国で最初の国立公園に指定され、観光的に有利な条件を持っている。その訪れる観光客の滞在型観光地をめざし、唯一の泉源地である霧島山の湯之野源泉で造成した温泉を、昭和38年に霧島神宮一帯を温泉郷とするために温泉源から約6kmの送湯本管で引湯した。このために霧島神宮一帯は、温泉郷と呼ばれ大勢の観光客が訪れるようになった。現在、22件のホテル・旅館・ペンション・民宿・病院、それに家庭、別荘地にも給湯している。給湯戸数332は、町の全戸数の13.9%となっている。</p> <p><b>【事業概要】</b> 概要のとおり</p>	<p><b>【温泉事業の沿革】</b> 温泉給湯事業については、平成5年6月に麓町並みづくり整備事業がスタートし、これに関連して平成4年5月から5年2月にかけて温泉掘削（ボーリング）を完了していた民間会社が、平成7年10月麓町並みづくり整備事業に対し温泉給湯事業の参画について申出があった。これを認め宅地造成工事による総区画数64区画のうち52区画の宅地内に温泉給湯配管を施工した。なお、本管湯送管延長は1,863m。 平成9年3月31日をもって区画造成工事が完了し、平成9年4月から牧園中央団地温泉付き宅地として44区画を分譲開始した。 当初民間会社は一般の地域9戸に温泉給湯を行っており、これに中央団地の温泉給湯が加わった。その後、平成14年10月に民間会社の温泉施設及び土地を牧園町が購入し現在に至っている。温泉の掘削深度は870.10メートルで源泉温度52.7度、泉質は単純温泉で性状は無色透明及び無味、無臭である。また、年間給湯量は約5,000tである。泉源1箇所、貯湯槽1基</p> <p><b>【事業概要】</b> 概要のとおり</p>	<p>該当なし</p>	<p>温泉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

## 霧島町温泉事業の概要

### 1 温泉給湯状況

温泉地区名	現在給湯戸数	構成比
霧島山地区	6 戸	1.81%
神宮前地区	34 戸	10.24%
泉水地区	21 戸	6.33%
サンシャインヴィレッジ地区	36 戸	10.84%
遠見松地区	67 戸	20.18%
栢田地区	18 戸	5.42%
野上地区	10 戸	3.01%
田口待世地区	48 戸	14.46%
中央地区	65 戸	19.58%
大窪地区	27 戸	8.13%
計	332 戸	100.0%

### 2 概況

霧島町の温泉は、昭和35年に湯之野地区の調査を行い、町営国民宿舎みやま荘の開設と同時にボーリングに着手し、147mの深さで湧出温度98度、1日湧出量30t、これが霧島町温泉給湯事業の始まりである。昭和37年に第2次ボーリングに着手し、昭和38年霧島神宮一帯の給湯工事を行い給湯を始める。その後給湯範囲を拡大し給湯を行ってきたが、施設の老朽化や配管に保温性がなくタレ流し方式で湯量不足などの問題が生じ、平成4年～平成8年で総事業費16億円かけて改良工事を行い現在に至っている。現在給湯戸数332戸（営業を含む。）、年間給湯量約277,000m<sup>3</sup>である。

### 3 経緯

昭和35年 湯之野地区調査  
 昭和36年 ボーリングに着手  
 霧島町営給湯事業開始（町営国民宿舎「みやま荘」開設）  
 昭和37年 第2次ボーリングに着手（霧島神宮一帯の給湯工事に着手）  
 昭和38年 霧島神宮一帯給湯開始  
 昭和63年 霧島町営温泉給湯施設改良調査  
 平成4年 霧島町営温泉給湯施設改良事業に着手  
 平成4～5年 第1期工事 源泉地集湯設備・送配湯管設備（源泉地～神

宮前、泉水) 延長 6,200m 神宮前配湯タンク工事・送配湯管設備  
 延長 2,300m  
 平成7～8年 第2期工事 送配湯管設備(田口～中央) 延長  
 10,250m 遠見松・栢田・田口・駅前中央地区タンク工事  
 平成8年 霧島町営温泉給湯施設改良事業完了

#### 4 温泉事業決算状況(特別会計)

(単位:円)

年 度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
総 歳 入	280,451,803	278,115,047	267,409,815	267,449,843	187,778,000
(うち一般会計 繰入金)	70,000,000	167,000,000	161,407,000	176,945,000	74,883,000
総 歳 出	272,306,155	269,368,844	264,931,081	247,479,577	187,778,000
(うち起債償還額)	231,938,000	227,825,000	223,615,000	219,494,000	147,086,000

※ 起債償還については、縁故資金(鹿児島銀行)500,000千円借入分については平成16年度完済、公営企業金融公庫265,000千円借入分については平成17年度(21,430,028円)に完済予定です。

#### 温泉事業基金状況

年 度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
基金等残高	21,000,000	19,615,000	18,658,000	27,237,000	8,283,000

## 5. 料金

使用料（定量制） 月額

種別	区分	基準	基本使用量／月	基本使用料／月	特別 特 栓
営業用	1		10t／日	24,750 円	別よ 途る 町長 の定 めら るこ ろに
	2		15t／日	37,120 円	
	3		20t／日	49,500 円	
	4		30t／日	74,250 円	
	5		40t／日	99,000 円	
	6		50t／日	123,750 円	
	7		80t／日	198,000 円	
	8		100t／日	247,500 円	
	9		150t／日	371,250 円	
	10		200t／日	495,000 円	
	11		250t／日	618,750 円	
	12		300t／日	742,500 円	

使用料（計量制）

種別	区分	使用量	単価／t	計量制使用料／月	
営業用	1	基本使用量（A） 浴槽面積による。面 積×1.66×30	110 円	（イ） A×110 円	
		（B） （A）を超え（A）× 1.5 以下	160 円	（ロ） （B－A）×160 円	
		（B）を超えるもの	220 円	（ハ） （C－B）×220 円	
		合 計		（イ）＋（ロ）＋（ハ）	
種別	区分	基 準	基本使用 量／月	基本使用 料／月	超過料金
家庭用	1	浴槽面積 0.9m <sup>2</sup> 以下	30t	8,000 円	300 円／t
	2	： 1.0～1.4m <sup>2</sup>	45t	12,000 円	300 円／t
	3	： 1.5m <sup>2</sup> 以上	60t	16,000 円	300 円／t
共浴用	1	浴槽面積 0.9m <sup>2</sup> 以下	40t	8,000 円	300 円／t
	2	： 1.0～1.4m <sup>2</sup>	60t	12,000 円	300 円／t
	3	： 1.5～1.8m <sup>2</sup>	80t	16,000 円	300 円／t
	4	： 1.9～2.7m <sup>2</sup>	120t	24,000 円	300 円／t
	5	： 2.8～3.6m <sup>2</sup>	160t	32,000 円	300 円／t
	6	： 3.7m <sup>2</sup> 以上	200t	40,000 円	300 円／t

### 加入金

種別	区分	A 基準	B 1 m <sup>2</sup> 当りの金額	備考
営業用	1	利用浴槽面積により算出するA×Bとする	880,000円	
種別	区分	基準	1件当り金額	
家庭・共浴用	1	浴槽面積 0.9m <sup>2</sup> 以下	600,000円	
	2	: 1.0～1.4m <sup>2</sup>	900,000円	
	3	: 1.5～1.8m <sup>2</sup>	1,200,000円	
	4	: 1.9～2.7m <sup>2</sup>	1,800,000円	
	5	: 2.8～3.6m <sup>2</sup>	2,400,000円	
	6	: 3.7m <sup>2</sup> 以上	3,000,000円	
特定営業用	1	利用浴槽面積により算出する。A×Bとする	1,463,500円	
	2	使用量について算出するときは契約量×600,000円とする。		1・2の適用町が指定するものとする。

### 計量器使用料（月額）

口径	使用料金（月額）	摘要
15mm	300円	吐出量により口径を決定
20mm	350円	
25mm	400円	
30mm	450円	
40mm	550円	
50mm	1,700円	

### 手数料

申請内容	手数料	備考
温泉供給期間更新許可	5,000円	1件につき
名義変更許可	20,000円	〃
その他申請	1,000円	〃

## 牧園町温泉事業の概要

### 1. 温泉給湯状況 平成16年3月31日現在

		戸数
現在の給湯状況	中央団地	12戸
	単身者住宅	8戸
	一般の地域	9戸
計		29戸

### 2. 経緯

平成4年1月民間会社により温泉掘削を県に申請

平成4年3月県より温泉掘削許可

平成4年5月民間会社により温泉掘削に着手

平成5年2月温泉掘削完了

平成5年6月麓町並みづくり整備事業がスタート

平成7年10月民間会社より麓町並みづくり整備事業に参画申出

平成8年5月温泉給湯について覚書の交換

平成9年4月牧園中央団地温泉付宅地分譲開始

平成14年10月民間会社の温泉施設及び土地を牧園町が購入

平成15年1月31日牧園町温泉使用に関する条例及び施行規則を制定

### 3. 温泉給湯に係る収入・支出

#### 収入

平成15年3月現在

		戸数	基本料金	
温泉加入金		1戸		1,000,000円
給湯状況	中央団地	12戸	8,000円	12戸×8,000円×12月=1,152,000円
	単身者住宅	8戸	5,000円	8戸×5,000円×12月= 480,000円
	一般	9戸	8,000円	9戸×8,000円×12月= 864,000円
			超過料金	180,000円
	小計	29戸		小計 2,676,000円
合計		30戸		3,676,000円

#### 支出

		予算額	支出額
賃金	タンク清掃作業	110,000円	110,000円
消耗品		124,150円	124,150円
光熱水費	温泉給湯に係る電気料	1,680,000円	1,190,025円
修繕料	温泉施設修繕料	150,000円	0円
委託料	温泉管理委託	684,000円	683,550円
使用料及び 賃借料	給湯配管敷地(年間)	49,000円	48,070円
備品購入費	検針用温泉メーター購入	166,000円	165,375円
合計		2,963,150円	2,321,170円

### 4. 温泉使用料及び加入金

#### 使用料

種別	基本料金		超過料金	
家庭用	20立方メートル まで	8,000円	20立方メートルを超える場 合は、1立方メートルにつき	400円
営業用				
単身者用住宅	1戸につき	5,000円		

#### 加入金

温泉加入金	1,000,000円
-------	------------

## その他事業【温泉事業】先進事例

### 川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）抜粋

#### 3 温泉事業

- (1) 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。
- (2) 検針及び料金
  - ① 検針については、樋脇町の例による。
  - ② 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。
  - ③ 分湯分については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に調整する。
  - ④ 賦課徴収については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (3) 量水器については、樋脇町の例による。
- (4) 工事負担金及び検査
  - ① 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ② 工事検査については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (5) 公衆浴場維持管理については、新市に移行後新たに制度を制定する。
- (6) 温泉施設開発については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (7) 給湯開始・休止については、新市に移行後1年以内に調整する。
- (8) 温泉審議会については、新市に移行後速やかに調整する。

### 真鶴町湯河原町合併協議会（神奈川県）抜粋

- (4) 湯河原町の温泉事業は、新市に引き継ぐ。
- (5) 温泉使用料金及び温泉施設負担金は、湯河原町の例による。